

総務委員会資料

1 令和5年第1回定例会提出予定議案の説明

【議案第4号関係】

川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例新旧対照表

令和5年2月8日

財政局

川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			改正前		
○川崎市市税事務所条例 平成23年7月4日条例第17号 (設置)			○川崎市市税事務所条例 平成23年7月4日条例第17号 (設置)		
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第156条第1項の規定に基づき、市税(個人の県民税を含む。)に関する事務を分掌させるため、市税事務所を設置する。 (名称、位置及び所管区域)			第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第156条第1項の規定に基づき、市税(個人の県民税を含む。)に関する事務を分掌させるため、市税事務所を設置する。 (名称、位置及び所管区域)		
第2条 市税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第2条 市税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
川崎市かわさき市税事務所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9	川崎区及び幸区の区域。ただし、個人の市民税(給与所得に係る特別徴収に係るものに限る。)、法人の市民税、 <u>固定資産税(償却資産に係るものに限る。)</u> 、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び事業所税については、本市の全部の区域とする。	川崎市かわさき市税事務所	川崎市川崎区砂子1丁目8番9号	川崎区及び幸区の区域。ただし、個人の市民税(給与所得に係る特別徴収に係るものに限る。)、法人の市民税、 <u>、</u> 、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び事業所税については、本市の全部の区域とする。
川崎市みぞのくち市税事務所	川崎市高津区下作延2丁目7番60号	中原区、高津区及び宮前区の区域	川崎市みぞのくち市税事務所	川崎市高津区下作延2丁目7番60号	中原区、高津区及び宮前区の区域
川崎市しんゆり市税事務所	川崎市麻生区万福寺1丁目2番2号	多摩区及び麻生区の区域	川崎市しんゆり市税事務所	川崎市麻生区万福寺1丁目2番2号	多摩区及び麻生区の区域
2 略			2 略		